

みやぎ税務会計事務所通信

《 2021 年 9 月 》



税務の話題

^{令和3年度税制改正より 給与増加に関する税制について}

皆さまの事業で大切な"人財"について、お給与を増加していただいた際に適用のある 税制(税額控除)が、今年度の税制改正により、2パターン規定されました。 どちらも、「令和3年4月1日以降開始事業年度」から適用されます。 "適正な節税"を、ぜひご検討ください!

給与増加関連税制 その | | 人材確保等促進税制 |

新卒・中途採用による人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対する制度です。

要件

新規雇用者給与等支給額が前年度より2%以上増加



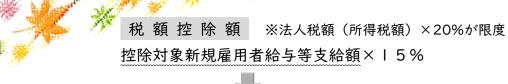
- ① 新卒・中途を問わず
- ② 前年度入社と今年度入社で

③ 雇用保険の一般被保険者 のお給与が全て計算対象です。

適用年度の新規雇用者給与 - 前年度の新規雇用者給与

前年度の新規雇用者給与





新規雇用者に対して、雇用した日から | 年以内に支給する 給与等の支給額。(雇用保険の一般被保険者以外も対象!) 雇用調整助成金を受けた場合は、その額を除きます。

裏面にて もうひとつのパターン(税制) をご案内いたします。 前年度と比較し、お給与を増加した 場合の税額控除です。

ココも要チェック!

教育訓練費を前年度より20%以上増加することで 税額控除率が 15% → 20% となります。 「給与」だけでなく「教育」での還元も重視されていますね!

